

下関市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、下関市（以下「市」という。）と厚生労働省山口労働局（以下「労働局」という。）が、市において策定した「第2次下関市総合計画」の基本構想に掲げる「多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち」、「人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」の実現を目指し、密接な連携のもとに雇用・労働環境の改善と就業支援の強化を図るための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

(事業内容)

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組及び実施方法並びに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請)

第3条 下関市長及び厚生労働省山口労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 下関市長及び厚生労働省山口労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、下関市長及び厚生労働省山口労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月24日

下 関 市 長

厚生労働省山口労働局長

中尾友昭
小松原正俊

平成28年度 下関市雇用対策協定に基づく事業計画の概要

下関市と山口労働局は「下関市雇用対策協定」を締結し、一体となって地域の雇用対策に取り組みます。

若者の雇用対策

新規大学等卒業予定者向けの就職面接会の共催
企業への新規学校卒業予定者の正社員採用枠の確保を共同要請
既卒3年以内の未就職者の新卒枠での応募機会の確保を共同要請
若者応援宣言企業及びユースエール認定企業に係る制度の周知

女性の雇用対策

未就職の女性を対象としたセミナーや企業説明会を共催
マザーズコーナーの出張相談の実施による、保育関連サービスの情報提供及び就職支援の共同実施
子育て女性を対象とした再就職準備セミナーの共催
「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の周知・広報

高齢者の雇用対策

高齢者を対象とした就業意欲喚起セミナーの共催
55歳以上の求職者を対象とした就職面接会の共催
希望者全員が65歳まで働ける高齢者継続雇用に関する共同要請
下関市シルバー人材センターの就業支援を労働局で周知

障害者等の雇用対策

障害者合同面接会の共催
障害者の福祉から雇用への移行を支援するための日常的な連携
下関市自立支援協議会における連携
障害者雇用率の引上げに対応した障害者の積極的な雇用確保に関する共同要請
難病患者の就労に向けた支援や出張相談の情報提供

生活保護受給者等の雇用対策

生活保護受給者等の就労支援を共同実施
平成27年5月19日に市と下関所との間で締結された「生活福祉・就労支援コーナーの生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づく一体的実施事業の促進

誘致企業等の人材確保対策

誘致企業等の人材確保対策